大阪府条例第　　　号

大阪府立学校条例の一部を改正する条例

第一条　大阪府立学校条例（平成二十四年大阪府条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 第二十二条　（略）  　一　（略）  　二　高等学校　九、三三六人  　三　特別支援学校　五、四六九人 | 第二十二条　（略）  　一　（略）  　二　高等学校　九、三五五人  　三　特別支援学校　五、四三〇人 |

第二条　大阪府立学校条例の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 別表第二（第三条関係）   |  |  | | --- | --- | | 名　　　称 | 位　　　置 | | （略） | （略） | | 大阪府立都島工業高等学校 | （略） | |  |  | | 大阪府立泉尾工業高等学校 | （略） | |  |  | | （略） | （略） | | 大阪府立茨木工科高等学校 | （略） | |  |  | |  |  | | （略） | （略） |   備考　（略） | 別表第二（第三条関係）   |  |  | | --- | --- | | 名　　　称 | 位　　　置 | | （略） | （略） | | 大阪府立都島工業高等学校 | （略） | | 大阪府立西野田工科高等学校 | 大阪市福島区大開二丁目 | | 大阪府立泉尾工業高等学校 | （略） | | 大阪府立生野工業高等学校 | 大阪市生野区生野東二丁目 | | （略） | （略） | | 大阪府立茨木工科高等学校 | （略） | | 大阪府立城東工科高等学校 | 東大阪市西鴻池町二丁目 | | 大阪府立布施工科高等学校 | 東大阪市宝持三丁目 | | （略） | （略） |   　備考　（略） |
|  |  |

附　則

　この条例中第一条の規定は令和六年四月一日から、第二条の規定は規則で定める日から施行する。

１－６０